

令和6年度沖縄県離島観光活性化促進事業（八重山）
デジタルプロモーション事業
「縦型動画制作」
仕様書

1. 事業名

令和6年度沖縄県離島観光活性化促進事業（八重山）／デジタルプロモーション事業

2. 事業概要

近年、SNSを中心に縦型ショート動画が映像コンテンツの主流となっていることから、八重山諸島の魅力に係る縦型のショート動画を制作し、SNS等で発信することで、新規旅行者の開拓、並びにリピーターの旅行需要喚起を狙う。

3. 事業委託の範囲

本仕様書が規定する業務委託の範囲は次のとおりとする。

(1) 縦型動画のコンテンツの企画・進行

① 縦型動画の撮影・取材・編集

※動画・写真素材については、原則（一社）八重山ビジターズビューロー（以下YVB）からの提供はないものとする

※撮影に伴う費用に関しては受託費に含むものとする

② 八重山諸島ならではの体験メニューを含むこと。（ex. 三味線体験、手しごと等）

※撮影に係る体験費用は受託費に含むものとする

③ 八重山諸島の島嶼性をPRするコンテンツを含むこと

※取材に係る移動・宿泊費用は受託費に含むものとする

④ 受託者はYVBに対し、掲載記事の全体スケジュール概要を提案時に提出すること。

また、受託後は、具体的な月間スケジュールを事前に提出し、YVBと協議すること。その際には、前月を含めた過去の投稿内容の振り返りを踏まえて提案、協議をすること。尚、受託者が遠方の場合、電話会議等でも構わない

(2) 業務完了報告書の提出

・業務全体の報告を取りまとめること。

・見積り記載の経費項目ごとの、業務にかかった費用内訳とその適正及び支払いを証明する証憑書類の提出

<例>・外注先企業等からの見積書、納品書、請求書

・外注先企業等への支払い証明書

・自社人件費の稼働一覧、勤務表など

(3) 成果物一覧

受託事業者が提出すべき成果物の一例は下記のとおりとする。

成果物等一覧（一例）

項目	内容
①コンテンツデータ	・本業務で制作した映像

	(映像素材は、HD カム及び PC にて再生できる DVD ディスク、図版素材は、イラストレーター/フォトショップデータ(アウトラインを取る前と後の両方で加工可能な状態であること)及び PDF データ(確認閲覧用を納品))
②業務完了報告書	本業務の報告書

(4) その他、YVBと協議の上、業務遂行に必要とされる業務

4. スケジュール

- (1) 受託事業の実施：契約日締結の日～令和7年2月28日(金)まで実施
- (2) 成果物及び業務完了報告書の提出：令和7年3月10日(月)

5. 基本条件

- (1) 動画の本数及び再生時間 30 秒程度の動画を 5本以上
- (2) 動画の仕様はSNS 等での発信を前提とした、縦型のショート動画とすること。
アスペクト比率 9：16 ・解像度 1,080×1,920px
- (3) 動画の言語 日本語、英語
- (4) コンセプトは、レスポンシブル(責任ある)・サステイナブル(持続可能な)ツーリズム
ツーリストシップの考えのもと郷土芸能・手しごと、自然環境などをテーマにすること。

6. 業務内容

- (1) 動画内容の企画 基本条件のコンセプトに基づく動画内容を企画すること。
- (2) 動画の撮影 動画の制作に当たり、取材・撮影を行うこと。
なお、被写体となる施設等への許可申請、モデルや必要な資機材の手配、撮影に附随する全ての必要な業務は受託者が実施し、それに伴う費用は受託者が負担すること。
- (3) 動画の編集・制作 動画の編集・制作をすること。なお、必要に応じて BGM やテロップ、ナレーションを付加 すること。また、動画が無音で再生されている場合においても魅力が伝わる工夫を設けること。

7. 契約不適合責任

受託者は、納品後から1年間は瑕疵や不具合について無償で修正し、またはこれを取り換える責任を負うこと

8. 著作権・特許権

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物に関し、全ての著作権(著作権法第27条及び28条に定める権利を含む財産権)を、YVBに無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は、事前にYVBの承諾を得るものとする
- (2) 受託事業者は、YVBの同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定されている権利を行使することができない
- (3) 成果物で使用する文章、写真、図版などは全て沖縄県及びYVB内での利用もしくは沖縄県・YVBが観光振興に資すると判断した上で、第三者への提供が可能なもののみを使用するものとする

- (4) 本業務にて作成する印刷物等に使用する、YVBが著作権を得ることができない図版及び写真については、二次使用が可能なこととする（写真データについては電子納品をし、ウェブサイトへの掲載及びYVBが認める他媒体での使用が可能であるもの）
- (5) 成果物の使用期限は設けないものとする
- (6) 成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含め全て受託事業者において責任を負うものとする
- (7) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる
- (8) 上記条件を満たすのに費用が過大と上記条件を満たすのに費用が過大となり、十分な広報展開ができないことが見込まれる場合においては、協議するものとする

7. 注意事項

- (1) 提案企画の中でYVBが行なう業務がある場合は、企画書に明確に明記すること
- (2) 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画内容をすべて実施することを保証するものではない
- (3) 提案内容は、公的機関が行うプロモーションとして適切なものとする
- (4) 本業務にて使用する図版及び写真は、原則として受託事業者が用意すること
- (5) 本業務にて作成する各媒体へ掲出する掲載内容の情報については、受託事業者が責任を持って文字校正（情報内容の確認）を行い、必要に応じてYVBも校正を行う
- (6) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある
- (7) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある

以上